

「現所有者申告書」の手引き

1 現所有者について

- (1) 固定資産税・都市計画税（以下、「固定資産税」という。）は、賦課期日（毎年1月1日）現在、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方（以下、「所有者」という。）に課税することになります。
- (2) 所有者が死亡している場合には、その土地又は家屋を現に所有している者（現所有者）が、固定資産税の納税義務者となります。所有者が個人の場合、主として相続人がこれに該当します。
- (3) 共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合は、現所有者が複数になりますので、代表者を選んでいただきます。（遺産分割が完了するまでは、当該固定資産は相続人全員の共有となり、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。）

※この申告は納税義務者を変更するもので、相続登記や相続税の申告とは一切関係ありません。遺産分割協議が終了しましたら、すみやかに法務局で相続登記の手続きをしていただきますようお願いいたします。相続登記後は、賦課期日において、新たに登記簿に登載された所有者が、納税義務者となります。

※未登記家屋の所有者変更につきましては、資産税課において別途「未登記家屋所有者変更申請書」の提出が必要になります。

2 提出時の確認・添付書類について

- (1) 「現所有者申告書」の提出の際には、以下の2点の書類を提示してください。郵送の場合は写しを同封してください。※記入例参照

- ・ マイナンバー確認書類【マイナンバーカード、通知カード、住民票等】
- ・ 本人確認書類【マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等】

- (2) 該当する事由により次の書類を添付して提出してください。

- ① 法定相続人以外が代表者となる場合
◎遺言書の写し（自筆遺言の場合は、検認済みのもの）
- ② 相続権を放棄している場合
◎裁判所が発行した「相続放棄申述受理通知書」の写し
又は「相続放棄申述受理証明書」の写し

3 申告書の書き方

- (1) 土地又は家屋を所有していた方(亡くなられた方)の氏名、死亡したときの住所、死亡年月日をご記入ください。
- (2) 代表者及びそれ以外の相続人の欄には、下図を参考に必ず相続人(受遺者を含む)をご記入ください。なお、代表者のみの記載でも受付可能です。
- (3) 被相続人との続柄の欄は、必ずご記入ください。
例:「妻」・「子」(「養子」)・「母」・「弟」など
- (4) 相続登記の欄は、該当にチェックを入れてください。

